

平成 16 年度  
厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業  
による研究報告書

国民生活基礎調査を利用した高齢者の  
医療費・介護費の関係及び自己負担合算額等  
に関する研究  
総括報告書

平成 17 年 3 月

財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会



医療経済研究機構

主任研究者 宮澤 健一

## はじめに

少子高齢者化社会の到来を受けて、わが国では、平成12年度に介護保険制度が導入された。新制度の導入によって、高齢者に対する介護サービスの提供体制が整いつつあるものの、さらなる介護保険制度や介護報酬などの改善により、より利用者のニーズに応えた効率的な介護サービス提供がなされることが期待される。今後の介護サービス提供のあり方で注目すべき点の一つとしては、医療サービスとの連携が挙げられ、実現すべき重要な課題であるといえる。

介護と医療の連携したサービス提供のあり方を検討するにあたり、今後どのような政策等が必要となるのかを明らかにするには、その前提として、現行の介護・医療保険制度の下での両サービスの利用状況の把握を行い、制度等の改善点などを議論することが必要である。しかし、介護保険制度が導入されてからの経過年月が浅いことから、個票での両者の利用状況が把握可能な整備されたデータが少なく、必ずしも十分な研究が行われてきたとはいえない。

そこで、本研究では、厚生労働科学研究 政策科学推進研究事業として、「国民生活基礎調査を利用した高齢者の医療費・介護費の関係及び自己負担合算額等に関する研究」を実施した。本調査研究では、平成13年にはじめて国民生活基礎調査に導入された介護票と従来からある健康票を用いて、高齢者の居宅介護サービスと医療サービスの利用状況を明らかにした。本報告書が、今後の介護・医療サービス提供のあり方を検討する際に基礎資料となれば幸いである。

本研究の実施にあたり、京都大学大学院経済学研究科 西村周三先生、学習院大学経済学部教授 遠藤久夫先生、筑波大学大学院人文社会科学研究科 山田直志先生、慶應義塾大学 山田篤裕先生、及びみずほ情報総研株式会社の皆様に多大なご協力を頂いた。心より感謝を申し上げたい。

平成17年3月

主任研究者  
医療経済研究機構  
宮澤 健一

## 調査研究体制

### 【主任研究者】

宮澤 健一 医療経済研究機構 所長

### 【分担研究者】

西村 周三 国立大学法人京都大学大学院経済学研究科 教授  
遠藤 久夫 学習院大学経済学部 教授  
山田 直志 国立大学法人筑波大学大学院人文社会科学研究科 教授  
山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部 専任講師  
赤澤 公省 医療経済研究機構 研究主幹  
坂巻 弘之 医療経済研究機構 研究部長  
山村 麻理子 医療経済研究機構 研究員  
小野 直哉 医療経済研究機構 協力研究員

### 【協力研究者】

山崎 学 医療経済研究機構 主任研究員  
草開 義隆 医療経済研究機構 研究員  
樗澤 啓示 医療経済研究機構 研究員

### 【業務一部委託先】

みずほ情報総研株式会社

早川 久夫 社会統計数理解析研究室室長  
森岡 聖晴 主事研究員  
田中 宗明 研究員  
鈴木 豊太郎 研究員

**国民生活基礎調査を利用した高齢者の医療費・介護費の関係  
及び自己負担合算額等に関する研究  
【研究要旨】**

## I 目的

平成 15 年 3 月の「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」において、医療と介護のそれぞれの給付が適切かつ効率的に提供されるようにすること、および自己負担の合算額が著しく高くなる場合には負担の軽減を図ることが検討すべき課題として挙げられた。

これらを検討するにあたり、現行の介護・医療保険制度のもと、介護サービスと医療サービスの高齢者による利用状況、さらに介護と医療の両保険制度における高齢者の費用負担について把握し、今後の介護・医療サービス提供について検討する必要があるといえる。

そこで本研究では、在宅での生活を継続している高齢者の居宅介護サービスと医療サービスの利用状況や費用負担を明らかにし、今後の介護と医療の連携のあり方に対して基礎資料の提供を行うことを目的とする。

## II 方法

### (1) データ分析

本調査研究では、平成 13 年 6 月 7 日に厚生労働省が実施した「平成 13 年 国民生活基礎調査」における、【世帯票】・【健康票】・【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】のそれぞれの個票データを同一個人で突合し、分析に用いた。突合処理においては地区番号・単位区番号、世帯番号、世帯員番号を用いて一個人を特定した。

ただし、【世帯票】・【健康票】のサンプルについては、5,240 地区の約 28 万世帯と、そこに属する約 78 万世帯員すべてが対象であるが、【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】の 3 種類を【世帯票】・【健康票】と共にすべて答えている世帯及び世帯員は存在せず、【介護票】、もしくは【所得票】・【貯蓄票】のいずれかの組合せで答えている。よって、【介護票】と【所得票】・【貯蓄票】のサンプルは重複しないことに注意が必要である。

下表に、A さんについて作成するサンプルデータの構成イメージを示す。

【世帯票】		【健康票】	【介護票】または【所得表】
世帯部	個人部	個人部	個人部
A さんの世帯情報 ・ 世帯員数 ・ 家計支出額 ・ 世帯分類  ／等	A さん個人の情報 ・ 年齢 ・ 要介護認定有無  ／等	A さん個人の情報 ・ 医療サービス利用状況 ・ 健康状態 ・ 医療費  ／等	A さん個人の情報 ・ 介護サービス利用状況 ・ 介護費 ・ 世帯の年間所得金額 または ・ 各種の所得金額  ／等

本調査では、介護保険第1号被保険者である65歳以上の高齢者を調査の対象とする。調査対象となる高齢者は、下表のとおりである。調査対象となる高齢者について、先述のサンプルデータを作成し、分析を行った。

	高齢者		非高齢者
	要介護認定を受けている 高齢者	要介護認定を受けていない 高齢者	
【介護票】 回答世帯	調査対象 4,318人	調査対象 2,027人	非対象
【所得票】 回答世帯	非対象	調査対象 17,471人	非対象
上記以外の世帯	非対象	非対象	非対象

介護サービスの利用状況を把握するために、【介護票】問9「平成13年5月中に支払った居宅サービス費用（総額）」で回答された介護費総額（個人単位）を、また医療サービスの利用状況を把握するために、【健康票】質問4「平成13年5月中に病気やけがなどで支払った費用（介護保険の利用者負担は含まない）」にて回答された、医療費総額（個人単位）を、それぞれのサービス利用状況の指標とみなし、被説明項目とした。

さらに、介護サービスと医療サービスの利用状況をトータルで把握する一環として、医療費比率（＝医療費÷（介護費＋医療費））を算出し、被説明項目とした。

分析を実施するにあたり、まず介護・医療サービスの利用に影響を与えると思われる属性や、介護保険制度と老人保健制度の被保険者となる年齢を考慮して基本類型化を行った。類型化は調査対象となる高齢者について、①年齢階級、②世帯状況、③介護サービスの利用状況、以上3つの項目を組み合わせて行った。

基本類型化を行った上で、介護及び医療サービスの利用に影響を与えると考えられる、①世帯の年間所得金額、②健康診断受診の有無、③健康状態、④代替医療の利用、以上の4項目を説明項目として選択し、分析を行った。

### Ⅲ 結果

本研究において最も注目すべき【要介護・サービス有り】の高齢者について、4つの説明項目ごとに「介護費の平均額」および「医療費比率の平均」を求めた結果を以下に一覧表形式で示す。

(1) 視点1：世帯の年間所得金額

図表1 所得階級別 介護費平均額(円)・医療費比率【要介護・サービス有り】

年齢階級	世帯状況	介護費					医療費比率				
		所得階級					所得階級				
		100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上
65～69歳	単独世帯	2402	7101	0	0	0	0.69	0.66	0.00	0.00	0.00
	核家族世帯	5829	11731	32549	32058	20132	0.65	0.37	0.39	0.60	0.10
	三世帯世帯	52897	15098	17430	8995	9641	0.35	0.44	0.42	0.58	0.09
	その他の世帯	12967	9980	47016	14121	0	0.00	0.36	0.38	0.15	0.00
	合計	11087	10900	28863	15259	15936	0.59	0.43	0.40	0.49	0.10
70～74歳	単独世帯	5497	3171	10819	0	0	0.28	0.64	0.44	0.00	0.00
	核家族世帯	5681	8373	10533	16895	125000	0.62	0.41	0.46	0.47	0.05
	三世帯世帯	16621	9984	12033	14158	10160	0.18	0.49	0.35	0.38	0.16
	その他の世帯	6050	12266	7445	7808	8920	0.44	0.49	0.48	0.23	0.51
	合計	7100	8162	10589	13673	29093	0.41	0.47	0.44	0.37	0.20
75歳～	単独世帯	8149	13892	19213	14037	1220	0.45	0.44	0.37	0.35	0.92
	核家族世帯	12889	10851	19910	32327	37376	0.39	0.44	0.43	0.54	0.39
	三世帯世帯	32595	17372	15218	16509	22510	0.41	0.33	0.36	0.37	0.28
	その他の世帯	11807	13401	15559	23511	21261	0.35	0.34	0.39	0.36	0.25
	合計	12188	13354	16521	19422	22712	0.42	0.40	0.38	0.38	0.28
合計	単独世帯	7632	12309	18759	14037	1220	0.44	0.47	0.37	0.35	0.92
	核家族世帯	10980	10460	19620	29400	46877	0.45	0.42	0.43	0.53	0.25
	三世帯世帯	31352	16261	15074	16092	21614	0.38	0.36	0.36	0.37	0.27
	その他の世帯	11478	13149	15960	22691	20767	0.36	0.35	0.39	0.35	0.27
	合計	11486	12417	16715	18862	22923	0.42	0.41	0.39	0.38	0.28

(2) 視点2：健康診断受診の有無

図表2 健康診断受診有無別 介護費平均額(円)・医療費比率【要介護・サービス有り】

年齢階級	世帯状況	介護費			医療費比率		
		健康診断受診の有無			健康診断受診の有無		
		ある	ない	不詳	ある	ない	不詳
65～69歳	単独世帯	2100	8724	2429	0.72	0.58	1.00
	核家族世帯	20306	16002	9329	0.45	0.29	0.58
	三世帯世帯	11191	10028	43592	0.45	0.46	0.29
	その他の世帯	11121	12466	45927	0.50	0.11	-
	合計	14134	13032	20953	0.50	0.34	0.53
70～74歳	単独世帯	3386	5619	3945	0.51	0.54	0.50
	核家族世帯	9782	10818	12538	0.43	0.45	0.48
	三世帯世帯	14873	10115	6672	0.27	0.37	0.58
	その他の世帯	7721	11499	1595	0.48	0.31	0.98
	合計	9824	10009	8637	0.41	0.42	0.54
75歳～	単独世帯	10452	12207	12096	0.48	0.39	0.58
	核家族世帯	12859	10389	32769	0.47	0.41	0.37
	三世帯世帯	16480	14515	25520	0.36	0.34	0.38
	その他の世帯	15832	14435	26070	0.37	0.35	0.38
	合計	14366	13389	25651	0.41	0.37	0.40
合計	単独世帯	9203	11422	10309	0.50	0.41	0.61
	核家族世帯	13099	11264	24887	0.46	0.40	0.43
	三世帯世帯	16079	13928	24698	0.36	0.35	0.38
	その他の世帯	15181	14244	26080	0.38	0.34	0.40
	合計	13792	13018	23665	0.42	0.37	0.42

(3) 視点3：健康状態

図表3 健康状態別 介護費平均額(円)・医療費比率【要介護・サービス有り】

年齢階級	世帯状況	介護費					医療費比率				
		健康状態					健康状態				
		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない
65～69歳	単独世帯	7145	1384	1933	4620	17140	0.50	0.48	0.63	0.71	0.70
	核家族世帯	500	12195	64392	7745	10376	0.00	0.42	0.35	0.38	0.45
	三世帯世帯	0	2517	12863	11890	10907	-	0.64	0.59	0.41	0.42
	その他の世帯	-	10500	10550	13593	10520	-	0.22	0.22	0.59	0.32
	合計	3058	5709	32009	8421	10936	0.33	0.46	0.38	0.46	0.45
70～74歳	単独世帯	-	20750	4943	2590	5888	-	0.00	0.41	0.60	0.51
	核家族世帯	500	7104	17242	7861	12161	0.50	0.34	0.40	0.46	0.45
	三世帯世帯	167	10997	14865	8992	18242	0.50	0.33	0.32	0.36	0.30
	その他の世帯	9500	-	13083	5341	9287	-	-	0.32	0.51	0.43
	合計	2167	8913	13633	6854	12703	0.50	0.30	0.36	0.47	0.41
75歳～	単独世帯	7776	9718	9005	11598	17502	0.53	0.36	0.44	0.48	0.51
	核家族世帯	8027	8597	13838	9948	16958	0.25	0.47	0.33	0.46	0.46
	三世帯世帯	14862	21439	14522	13951	16964	0.21	0.34	0.32	0.38	0.41
	その他の世帯	9737	19170	11703	15397	17958	0.09	0.35	0.30	0.40	0.43
	合計	10980	14333	12744	12985	17259	0.25	0.38	0.34	0.42	0.44
合計	単独世帯	7709	9069	8490	10070	15280	0.53	0.36	0.44	0.50	0.53
	核家族世帯	6256	8566	19646	9231	14891	0.28	0.44	0.34	0.45	0.46
	三世帯世帯	13521	19342	14500	13434	16682	0.23	0.37	0.32	0.38	0.40
	その他の世帯	9725	18736	11726	14759	16901	0.09	0.35	0.30	0.41	0.43
	合計	10040	13253	13678	11956	15990	0.27	0.38	0.34	0.43	0.44

(4) 視点4：代替医療の利用

図表4 代替医療利用の有無別 介護費平均額(円)・医療費比率【要介護・サービス有り】

年齢階級	世帯状況	介護費			医療費比率		
		代替医療利用の有無			代替医療利用の有無		
		該当なし	該当あり	気になる症状なし	ある	ない	気になる症状なし
65～69歳	単独世帯	5276	0	3091	0.69	-	0.70
	核家族世帯	19406	3950	8433	0.42	0.60	0.27
	三世帯世帯	9654	15000	32577	0.42	-	0.43
	その他の世帯	21063	-	10882	0.38	-	0.00
	合計	15209	5370	14238	0.46	0.60	0.37
70～74歳	単独世帯	3410	9494	4027	0.60	0.44	0.26
	核家族世帯	9775	34731	9648	0.44	0.54	0.45
	三世帯世帯	14432	425	6755	0.30	1.00	0.43
	その他の世帯	7800	-	10200	0.44	-	0.48
	合計	9975	18498	7778	0.42	0.56	0.42
75歳～	単独世帯	10359	5710	14441	0.48	0.79	0.30
	核家族世帯	11704	29021	21946	0.46	0.67	0.30
	三世帯世帯	14213	17746	22215	0.39	0.39	0.30
	その他の世帯	14034	5379	23411	0.40	0.46	0.26
	合計	12934	15308	21542	0.42	0.55	0.29
合計	単独世帯	9384	6653	12793	0.50	0.69	0.32
	核家族世帯	12362	26105	18408	0.45	0.62	0.32
	三世帯世帯	14009	15669	21246	0.38	0.44	0.31
	その他の世帯	13941	5379	22641	0.40	0.46	0.26
	合計	12749	15100	19988	0.42	0.56	0.30

IV 考察

4つの説明項目「世帯の年間所得金額」・「健康診断受診の有無」・「健康状態」・「代替医療の利用」、および世帯状況・家計支出額・年齢階級に注目して、高齢者の介護サービス・医療サービスの利用状況を要約すると、以下のような傾向がある。

- 居宅介護サービスを利用している高齢者について、自分が所属する世帯の所得が高いほど介護費が増加する。一方で、医療費については所得の上昇による利用の増加は見られない。
- 健康診断を受診している高齢者は、受診していない高齢者よりも医療サービスの利用が多い。居宅介護サービスを利用している高齢者については、介護サービス利用も同様に多い。
- 要介護状態の高齢者は、健康状態の悪化程度が進むほど介護と医療サービスの利用が増える。居宅介護サービスを利用している高齢者についてみると、健康状態の悪化程度が進むほど、介護サービスよりも医療サービスの利用が多い。
- 居宅介護サービスを利用している高齢者のうち、代替医療の利用を行っている高齢者は代替医療の利用を行っていない高齢者と比較して、介護・医療サービスともに利用が多い。
- 世帯人員数・家計支出額の増加に伴い介護費・医療費は増加し、特に介護費は医療費と比較してより大きく増加する。
- 年齢階級が上がるにつれて、介護費は上昇する。ただし、介護費+医療費の合算額については年齢階級別に差はみられなかった。

介護サービスと医療サービスの利用に与える影響についてまとめると次のようになる。介護サービスの利用については、「世帯人員数」と「世帯の所得」の増加に伴い、増加している傾向が顕著にみられる。これは、介護サービス利用が多い高齢者ほど世帯人員数が多いことから、介護ニーズの高い高齢者は、居宅介護サービスと家族による介護サービスの双方を利用していることが示唆される。世帯所得については、高いほど介護サービスの購入が可能であることがいえる。一方、医療サービスの利用に影響を与える要因は、「健診受診の有無」「健康状態」であり、健康に関する意識が高いほど医療サービスの利用を増加させていると考えられる。

# 目 次

はじめに .....	i
調査研究体制 .....	ii
研究要旨 .....	iii
目次 .....	vii
第 1 章 調査研究の概要 .....	1
1. 背景と目的 .....	1
2. 調査研究の視点 .....	2
3. 分析データの概要 .....	3
(1) 国民生活基礎調査について .....	3
(2) データセットの作成について .....	4
第 2 章 調査研究の方法 .....	5
1. 対象者の選定 .....	5
2. 基本類型の方法 .....	6
3. 介護及び医療サービスの利用について .....	8
(1) 介護サービスの利用について .....	8
(2) 医療サービスの利用について .....	9
4. 介護サービスと医療サービスの利用関係について .....	10
5. 所得・支出の構造について .....	10
6. 分析の視点（説明項目）について .....	11
7. 平成 10 年 国民生活基礎調査について .....	12
第 3 章 調査研究結果 .....	15
1. 基本類型結果 .....	15
(1) 高齢者の基本類型状況 .....	15
(2) 基本類型別 介護サービスの利用状況 .....	17
(3) 基本類型別 医療サービスの利用状況 .....	18
(4) 基本類型別 介護サービス＋医療サービスの利用状況 .....	19
(5) 基本類型別 介護サービスと医療サービスの利用関係状況 .....	21
2. 介護及び医療サービスの利用に影響を与える要因 .....	22
(1) 視点 1：世帯の年間所得金額 .....	22
(2) 視点 2：健康診断受診の有無 .....	28
(3) 視点 3：健康状態 .....	34
(4) 視点 4：代替医療の利用 .....	43
3. 介護及び医療サービスの負担状況 .....	51
(1) 世帯の家計支出額と介護費と医療費 .....	51
(2) 家計支出に占める介護費と医療費の合算額の割合 .....	60
(3) 世帯年間所得と家計支出に占める介護費と医療費 .....	68
第 4 章 総括 .....	71
1. 考察 .....	71
(1) 基本類型結果と介護・医療サービスの関係 .....	71
(2) 介護及び医療サービスの利用に影響を与える要因 .....	72
(3) 介護及び医療サービスの負担状況との関係 .....	74



# 第1章 調査研究の概要

## 1. 背景と目的

平成12年4月に介護保険法が施行され、昭和36年の国民皆保険施行以来の最も大きな福祉・保健・医療サービス上の変革があった。介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」を具現化するためにケアマネジメントが行われるようになり既に4年が経過しているものの、介護と医療サービスのニーズを併せ持つ高齢者に対し、両サービスの連携が不十分であることが指摘されている。平成15年3月の「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」では、医療と介護のそれぞれの給付が適切かつ効率的に提供されるようにすること、自己負担の合算額が著しく高くなる場合には負担の軽減を図ることなどが検討すべき課題として挙げられている。

以上を検討するにあたり、現行の介護・医療保険制度のもと、介護と医療サービスがどの様に高齢者によって利用されているのか、さらに介護と医療の両保険制度における高齢者の費用負担について把握し、今後の介護・医療サービス提供について検討する必要があるといえる。しかしながら、これまで個人ごとの個票分析が行われていなかったことから、その把握は十分行われてきたとはいえない。そこで、本研究では、平成13年国民生活基礎調査で新たに設けられた【介護票】と従来からの【世帯票】・【健康票】・【所得票】・【貯蓄票】の個票を用いて、「高齢者の自立支援」という理念の下、在宅での生活を継続している高齢者の居宅介護サービスと医療サービスの利用状況や費用負担を明らかにし、今後の介護と医療の連携のあり方に対しての基礎資料の提供を目的とする。

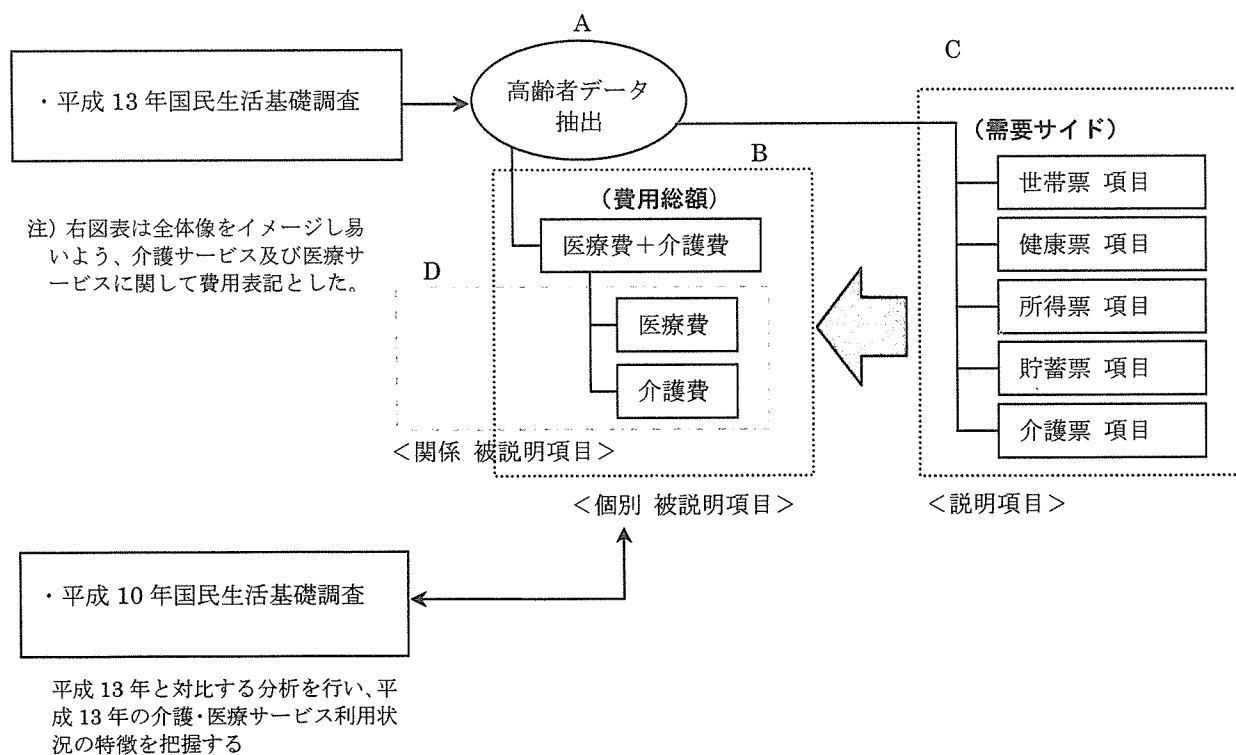
## 2. 調査研究の視点

高齢者の介護と医療、及び両者をトータルにみた利用状況を把握するにあたり、調査対象者を介護保険第1号被保険者である65歳以上とし、その基本類型を仮定した上で、基本類型別に分析を行う。基本類型化は介護・医療サービス利用に影響を与えると思われる属性や、介護保険制度と老人保健制度の被保険者となる年齢を考慮して分別を行う。

分析の流れとして、平成13年国民生活基礎調査を用い、第1に介護サービス、医療サービスを個別及びトータル（下図表B部分）に見て、その利用が決定される要因（下図表C部分）を探索する。第2に介護サービス及び医療サービスの利用関係（下図表D部分）について、その関係が決定される要因（下図表C部分）を探索する。

さらに、平成10年国民生活基礎調査について、平成13年と対比する分析を行い、平成13年の介護・医療サービス利用状況を特徴付ける。

介護サービスおよび医療サービスの利用状況を説明する指標としては、本報告書を通して、調査対象となる高齢者それぞれが個人で支払った介護費（居宅サービスの費用）および医療費（病気やけがなどで支払った費用）を用いる。利用状況の指標としては、他に日数などいくつか考えられる。しかし医療サービスの利用実日数（但し、階級幅では分かる）がデータの制約から明らかでないことや、介護と医療をトータルで見た自己負担合算額を把握することが重要であるとする考えを本報告書では使用しない。



### 3. 分析データの概要

#### (1) 国民生活基礎調査について

本調査研究では平成10年6月4日と平成13年6月7日に厚生労働省が実施した平成10年と平成13年の「国民生活基礎調査」の個票データを用いる。国民生活基礎調査とは、世帯の構成、国民の保健、医療、福祉、年金、就業、所得等の状況を総合的に把握し、厚生労働行政の企画及び立案のための基礎資料を得るための調査である。

平成10年・13年調査では、平成7年国勢調査区から全国5,240地区を無作為に選び、調査対象となった地区内に属する世帯（約28万世帯）及び世帯員（約78万人）に調査の協力を依頼している。調査の種類は5種類あり、それぞれ個別の調査票を用いて下記のような項目について質問を行っている。但し、【介護票】については、介護保険制度開始後に導入された調査票であり、平成10年には存在しない。

- 【世帯票】：住居の状況、乳幼児保育の状況、就業状況、介護者の状況等、世帯に関する項目
- 【健康票】：入院・入所・通院・通所の状況、医療費用、健康意識等、健康に関する項目
- 【介護票】：要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護時間等、介護に関する項目
- 【所得票】：所得の種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況等、所得に関する項目
- 【貯蓄票】：貯蓄現在高、貯蓄の増減状況、借入金残高等、貯蓄に関する項目

【世帯票】・【健康票】・【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】それぞれの質問項目については、世帯で共通の部分（以下、世帯部）と世帯員ごとに別々の部分（以下、個人部）とに分けられている。

対象となるサンプルについては、調査票により異なる。【世帯票】・【健康票】のサンプルについては、5,240地区の約28万世帯と、そこに属する約78万世帯員すべてが対象である。【介護票】については、5,240地区からさらに2,500地区を抽出し、2,500地区内に属する要介護者・要支援者が対象サンプルである。【所得票】・【貯蓄票】では、5,240地区に設定された単位区<sup>1</sup>から無作為に抽出した2,000単位区内のすべての世帯（約4万世帯）とその世帯員（約12万人）が対象サンプルである。なお、【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】のサンプルの抽出は、以下の図のとおり、【世帯票】・【健康票】のサンプルから、非復元抽出で行われている。つまり、【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】の3種類を【世帯票】・【健康票】と共にすべて答えている世帯及び世帯員は存在せず、【介護票】、もしくは【所得票】・【貯蓄票】のいずれかの組合せで答えている。よって、【介護票】と【所得票】・【貯蓄票】のサンプルは重複しないことに注意が必要である。

<sup>1</sup> 単位区とは推計制度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したもの（平成13年国民生活基礎調査 厚生労働省大臣官房統計情報部編 財団法人厚生統計 参照）

国民生活基礎調査

<b>【世帯票】・【健康票】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5,240 地区</li> <li>・ 約 28 万世帯</li> <li>・ 約 78 万世帯員</li> </ul>	
<p style="text-align: center;"><b>【介護票】</b> (※但し、H13のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,500 地区</li> <li>・ 要介護者・要支援者</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【所得票】・【貯蓄票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000 単位区内</li> <li>・ 約 4 万世帯</li> <li>・ 約 12 万世帯員</li> </ul>

平成 10 年・13 年調査における調査客体世帯数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

年	調査票	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)	集計客体世帯に属する世帯員数
平成 13 年	【世帯票】・【健康票】	282,999 世帯	247,278 世帯	247,195 世帯	703,399 人
	【所得票】・【貯蓄票】	40,096 世帯	31,871 世帯	30,386 世帯	89,325 人
	【介護票】	4,815 人	4,575 人	4,534 人	—
平成 10 年	【世帯票】・【健康票】	276,289 世帯	247,882 世帯	247,542 世帯	721,478 人
	【所得票】・【貯蓄票】	40,430 世帯	32,572 世帯	30,506 世帯	90,059 人

(2) データセットの作成について

本調査研究では「国民生活基礎調査」における、【世帯票】・【健康票】・【介護票】・【所得票】・【貯蓄票】のそれぞれの個票データを同一個人で突合し、分析に用いた。突合処理においては地区番号・単位区番号、世帯番号、世帯員番号を用いて一個人を特定した。

下表に、【介護票】に回答している高齢者(Aさん)の場合、【所得票】に回答している世帯に属する高齢者(Bさん)の場合に作成するサンプルデータの構成イメージを示す。

【世帯票】・【健康票】・【介護票】：1 サンプル (A さんの場合)

【世帯票】		【健康票】	【介護票】(※H13のみ)
世帯部	個人部	個人部	個人部
A さんの世帯情報 ・ 世帯員数 ・ 家計支出額 ・ 世帯分類 ／等	A さん個人の情報 ・ 年齢 ・ 要介護認定有無 ／等	A さん個人の情報 ・ 医療サービス利用状況 ・ 健康状態 ・ 医療費 ／等	A さん個人の情報 ・ 介護サービス利用状況 ・ 介護費 ・ 世帯の年間所得金額 ／等

【世帯票】・【健康票】・【所得票】：1 サンプル (B さんの場合)

【世帯票】		【健康票】	【所得票】
世帯部	個人部	個人部	個人部
B さんの世帯情報 ・ 世帯員数 ・ 家計支出額 ・ 世帯分類 ／等	B さん個人の情報 ・ 年齢 ・ 要介護認定有無 ／等	B さん個人の情報 ・ 医療サービス利用状況 ・ 健康状態 ・ 医療費 ／等	B さん個人の情報 ・ 各種の所得金額 ／等

## 第2章 調査研究の方法

### 1. 対象者の選定

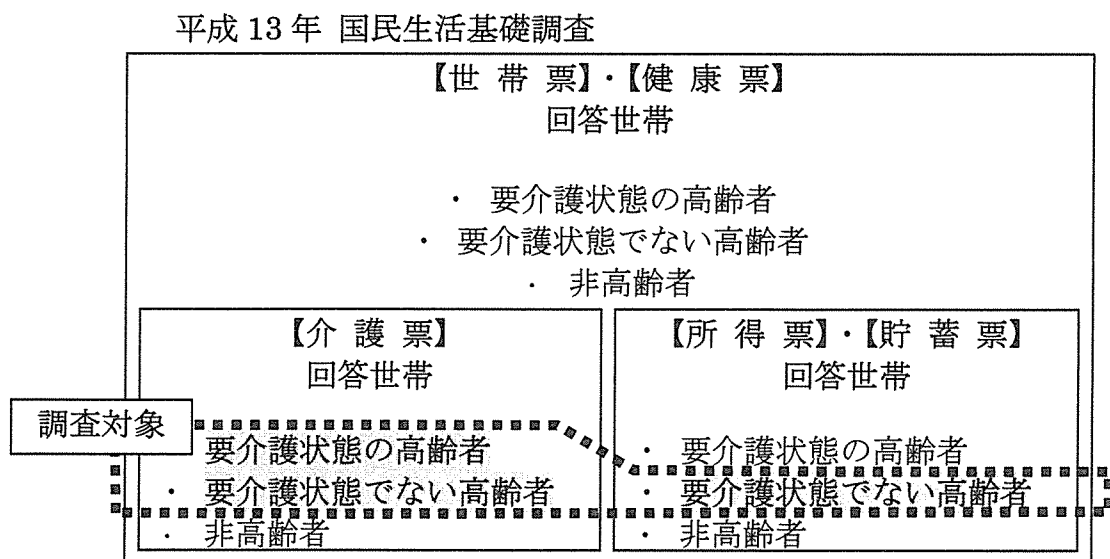
本調査の目的は、高齢者における介護サービスと医療サービスをトータルで見た利用者状況の把握であることから、介護保険第1号被保険者である65歳以上の高齢者を調査の対象とする。

「平成13年 国民生活基礎調査」における調査対象となる高齢者データは、下表のとおりである。

	高齢者		非高齢者
	要介護認定を受けている 高齢者	要介護認定を受けていない 高齢者	
【介護票】 回答世帯	調査対象 4,318人	調査対象 2,027人	非対象
【所得票】 回答世帯	非対象	調査対象 17,471人	非対象
上記以外の 世帯	非対象	非対象	非対象

調査対象となるデータを上記のように定めた理由は、介護・医療サービス利用の指標がそれぞれの自己負担額であることから、世帯所得金額がサービス利用に与える影響を把握したためである。世帯所得の情報を得るには【介護票】または【所得票】のいずれかに回答しているサンプルを利用する必要があり、本調査の調査対象となった高齢者の人数は、23,816人である。

なお、「第1章 調査研究の概要—3. データ分析の概要 (1)平成13年国民生活基礎調査について (本報告書P.3) で述べたとおり【介護票】に回答している世帯と【所得票】に回答している世帯に重複はない。したがって【所得票】に回答している世帯に属する高齢者のうち、要介護認定を受けている高齢者については、【介護票】が存在せず、介護サービスの利用状況が不明なため、調査対象外とした。



## 2. 基本類型の方法

分析を実施するにあたり、介護・医療サービスの利用に影響を与えると思われる属性や、介護保険制度と老人保健制度の被保険者となる年齢を考慮して基本類型化を行った。類型化は調査対象となる高齢者について、①年齢階級、②世帯状況、③介護サービスの利用状況、以上3つの項目を組み合わせて行った。

①年齢階級については、【65～69歳】・【70～74歳】・【75歳～】の3階級に分類した。これら3つの階級に属する高齢者について、介護保険制度は同様に適用されているが、医療保険制度については、老人保健制度適用者とそうでない者が含まれる。データの対象年度である平成13年度当時では、老人保健制度の対象者は基本的に70歳以上であり、【65～69歳】については、障害を持っている場合に限り適用される。よって、介護保険第1号被保険者の医療の自己負担額を把握するにあたり、医療保険制度における診療報酬や自己負担額が異なる老人保健制度適用者とそうでない者を分別する必要がある、老人保健制度適用者と非適用者が混在する【69～70歳】で区切った。70歳以上については、現行の老人保健制度が75歳以上からの適用であることを考慮し、【70～74歳】と【75歳～】に分類することとした。

②世帯状況については、介護サービス利用に影響を与えると思われる同居家族による介護サービス提供を考慮している。同居家族による介護がない【単独世帯】と、家族介護がある【核家族世帯】・【三世代世帯】とでは、介護サービス利用が異なることが予想される。

③介護サービスの利用状況については、介護サービスを受けている高齢者と受けていない高齢者の医療利用の違いを把握する為、【要介護・サービス有り】・【要介護・サービス無し】・【要介護ではない】の3つに分類した。

分類に利用した3つの項目について、それぞれの分類パターンおよび判定に用いた調査票項目は下記のとおりである。

分類項目	分類パターン	分類の判定に用いた調査票項目
①年齢階級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【65～69歳】</li> <li>・【70～74歳】</li> <li>・【75歳～】</li> </ul>	①【介護票】に回答している場合 【介護票】問2「介護が必要な者の生年月日」 ②【介護票】に回答していない場合 【世帯票】(12)「生年月日」
②世帯状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【単独世帯】</li> <li>・【核家族世帯】</li> <li>・【三世代世帯】</li> <li>・【その他世帯】</li> </ul>	【世帯票】(10)「世帯主との続柄」 をもとに世帯ごとに区分判定
③介護サービスの利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【要介護・サービス有り】： 要介護認定を受けており、居宅介護サービスを利用している</li> <li>・【要介護・サービス無し】： 要介護認定を受けているが、居宅介護サービスを利用していない</li> <li>・【要介護ではない】： 要介護認定を受けていない（すなわち居宅介護サービスは利用していない）</li> </ul>	【世帯票】(17)「介護保険制度」 および 【介護票】問7「居宅サービスの利用状況 (1)利用したサービス」 をもとに個人ごとに区分判定

②世帯属性：国勢調査で用いられている世帯の家族類型に基づき、以下のように判定した。

分類	判定条件の定義												
単独世帯	世帯人員が一人の世帯。												
核家族世帯	以下の条件のうち、いずれかに該当する世帯。 1) 夫婦のみの世帯 2) 夫婦と子供から成る世帯 3) 男親と子供から成る世帯 4) 女親と子供から成る世帯												
三世帯世帯	<p>世帯員を【世帯表】(10)の回答内容により、下表のように世帯主の前後2世代を含めた5つの世代に区分する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>【世帯票】(10) 世帯主との続柄 の回答内容</th> <th>世代 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主の祖父母</td> <td>世代①</td> </tr> <tr> <td>世帯主の父母 (又は世帯主の配偶者の父母)</td> <td>世代②</td> </tr> <tr> <td>世帯主 (又は世帯主の配偶者)</td> <td>世代③</td> </tr> <tr> <td>世帯主の子 (又は世帯主の子の配偶者)</td> <td>世代④</td> </tr> <tr> <td>世帯主の孫 (又は世帯主の孫の配偶者)</td> <td>世代⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>上の表で定められた世代①～世代⑤の5つの世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯を「三世帯世帯」とする。それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。従って4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、世帯主の孫のように、世帯主の子(中間の世代)がない場合も含まれる。</p>	【世帯票】(10) 世帯主との続柄 の回答内容	世代 区分	世帯主の祖父母	世代①	世帯主の父母 (又は世帯主の配偶者の父母)	世代②	世帯主 (又は世帯主の配偶者)	世代③	世帯主の子 (又は世帯主の子の配偶者)	世代④	世帯主の孫 (又は世帯主の孫の配偶者)	世代⑤
【世帯票】(10) 世帯主との続柄 の回答内容	世代 区分												
世帯主の祖父母	世代①												
世帯主の父母 (又は世帯主の配偶者の父母)	世代②												
世帯主 (又は世帯主の配偶者)	世代③												
世帯主の子 (又は世帯主の子の配偶者)	世代④												
世帯主の孫 (又は世帯主の孫の配偶者)	世代⑤												
その他世帯	<p>上記の単独世帯、核家族世帯、三世帯世帯のいずれにも該当しない世帯。</p> <p>【その他世帯の主な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「世帯主」と「世帯主の配偶者」「世帯主の子」「世帯主の子の配偶者」からなる世帯</li> <li>・ 「世帯主」と「世帯主の兄弟姉妹」からなる世帯</li> <li>・ 「世帯主」と「世帯主の孫」「世帯主の孫の配偶者」からなる世帯</li> </ul> <p>など</p>												

③介護サービスの利用状況：判定方法は以下のとおりである。

【世帯票】(17) 介護保険制度 の回答内容	【介護票】問7 居宅サービスの利用状況 (1) 利用したサービス の回答内容	判定結果
「要介護認定を受けている」と回答している	いずれかのサービスについて「利用した」と回答している	【要介護・サービス有り】： 要介護認定を受けており、居宅介護サービスを利用している
	いずれのサービスについても「利用した」という回答がない	【要介護・サービス無し】： 要介護認定を受けているが、居宅介護サービスを利用していない
「要介護認定を受けていない」と回答している	(【介護票】は存在しない)	【要介護ではない】： 要介護認定を受けていない

### 3. 介護及び医療サービスの利用について

#### (1) 介護サービスの利用について

介護サービスの利用状況を把握するために、【介護票】問9「平成13年5月中に支払った居宅サービス費用（総額）」で回答された介護費総額（個人単位）を介護サービス利用状況の指標とみなし、被説明項目とした。

データ収集箇所	定義	備考
【介護票】問9	平成13年5月中に、居宅サービスに支払った総額	居宅サービスに含まれるサービスは、以下のとおり。 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、福祉用具の貸与

【介護票】問9における総額は利用者の自己負担額であり、介護保険による給付額は含まれない。介護保険制度における利用者負担は1割であり、要介護度に応じて保険給付の上限額が以下の図の「区分支給限度基準額」の9割と定められている。

	区分に含まれるサービスの種類	限度額の管理機関	区分支給限度基準額
訪問通所サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与	1ヶ月 (暦月単位)	要支援 6,150 単位 要介護1 16,580 単位 要介護2 19,480 単位 要介護3 26,750 単位 要介護4 30,600 単位 要介護5 35,830 単位  ※ 但し、市町村の独自の判断で、各サービス種類ごとに、保険対象サービスの限度額を設定することができる (種類支給限度基準額)  ※ 高額介護サービス費 市町村民税世帯非課税：24,600 円 (高齢福祉年金受給者：個人 15,000 円) 生活保護の被保険者：15,000 円 (生活保護の被保険者：個人 15,000 円) 一般の者：37,200 円
短期入所サービス	短期入所生活介護、短期入所療養介護	認定の有効期間に対応した期間(原則6ヶ月、暦月単位)	要支援 7 日 要介護1又は2 14 日 要介護3又は4 21 日 要介護5 42 日 (注1：管理機関が6ヶ月の場合) (注2：上記に加えて、一定条件下で、限度日数の拡大措置及び訪問通所サービスからの振替え措置がある)

参考：財団法人 厚生統計協会「保健と年金の動向 2001年 第48巻第14号」  
：社会保険研究所「介護保険制度の解説 平成13年1月版」



## (2) 医療サービスの利用について

医療サービスの利用状況を把握するために、【健康票】質問4「平成13年5月中に病気やけがなどで支払った費用（介護保険の利用者負担は含まない）」にて回答された、医療費総額（個人単位）を医療サービス利用状況の指標とみなし、被説明項目とした。

データ 収集個所	定義	備考
【健康票】 質問4	平成13年5月中に、 病気やけがなどで 支払った費用総額 (介護保険の利用者 負担は含まれない)	千円未満は四捨五入する。 支払った費用がない場合は0と記入する。

金額は自己負担額であり、医療保険による療養の給付額は含まれない。平成13年当時の医療保険制度別の一部負担金は下表のとおりである。

なお、国民生活基礎調査の個票からは老人保健加入の有無は判別できない。

制度名		一部負担金
健康保険	一般被用者	本人：2割 家族：入院2割／外来3割
	健康保険法第69条の7 被保険者	
船員保険		
各種共済	国家公務員 地方公務員等 私学教職員	
国民健康保険	農業者 自営業者等	3割
	被用者保険の退職者	本人：2割 家族：入院2割／外来3割
老人保健		○外来：1割 ※月額上限を設け、医療機関ごとに適用 【月額上限】 院外処方が行われた患者：1,500円 (200床以上の病院は2,000円) 院外処方が行われなかった患者：3,000円 (200床以上の病院は5,000円) ※定額制の診療所：1日800円(月4回)  ○入院：1割 ※月額上限を設け、医療機関ごとに適用 【月額上限】 低所得者以外：37,200円 低所得者：24,600円 低所得者で老齢福祉年金受給者：15,000円  ○高額療養費 低所得者：24,600円 一般の者：37,200円

参考：財団法人 厚生統計協会「保健と年金の動向 2001年 第48巻第14号」

#### 4. 介護サービスと医療サービスの利用関係について

介護サービスと医療サービスの利用状況をトータルで把握する一環として、介護費・医療費の合算額に対して医療費の占める割合（以下、医療費比率）を算出し、被説明項目とした。

$$\text{医療費比率} = \text{医療費} \div (\text{介護費} + \text{医療費})$$

介護費および医療費の導出方法は前節と同様であり、双方の合算額に占める医療費の割合（0以上1.00以下）をもって医療費比率とする。なお、介護費・医療費がともに0円である高齢者については医療費比率が算出できないため、調査対象サンプル数は減少することに注意が必要である。

#### 5. 所得・支出の構造について

「世帯所得金額」と「家計支出額」については、【介護票】、【所得票】および【世帯票】より、以下の手順で導出した。

##### 世帯所得金額の導出手順

対象となる高齢者	導出手順
【介護票】回答者がいる世帯に属する高齢者	【介護票】：問10「世帯の年間所得金額」の回答を利用
【所得票】回答世帯に属する高齢者	【所得票】：世帯員別に各種所得金額（注）を足しあわせた（以下、「個人所得」）後、各個人所得を世帯全体で合計した値

（注）各種所得金額とは、（3）雇用者所得、（4）事業所得、（5）農耕・畜産所得、（6）家内労働所得、（7）公的年金・恩給、（8）家賃・地代の所得、（9）利子・配当金、（10）公的年金・恩給以外の社会保障給付金、（11）仕送り、（12）個人年金、（13）その他の所得である。

##### 家計支出額の導出手順

対象となる高齢者	導出手順
【介護票】回答者がいる世帯に属する高齢者	【世帯票】：（3）「平成13年5月中の家計支出額」の回答を利用
【所得票】回答世帯に属する高齢者	

## 6. 分析の視点（説明項目）について

第3章2では、以下のように各種の視点にもとづいて介護及び医療サービスの利用に影響を与えると考えられる項目を説明項目として選択する。

視点	説明項目として用いる項目
世帯の年間所得金額	※前節参照
健康診断受診の有無	【健康票】質問11
健康状態	【健康票】質問7
代替医療の利用	【健康票】補問2-2

「世帯の年間所得金額」が介護及び医療サービスの利用に影響を与えると考えられるのは、世帯所得が高いほど、世帯が利用できる予算が増え、費用でみた介護及び医療サービス利用が増加することが予想されるからである。「健康診断受信の有無」については、高齢者が受診を行うことで生じる診断結果が、高齢者の介護・医療サービス利用に影響を及ぼすことが予想される。「健康状態」については、悪化するほど介護と医療サービスの利用が増加することが予想される。「代替医療の利用」については、代替医療（あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所））が保険適用外の医療サービスであり、介護及び医療サービス利用の指標がそれぞれの自己負担額であることから、代替医療を利用している高齢者の医療費は利用していない高齢者よりも高いなど、費用でみた医療サービス利用に影響を及ぼすことが予想される。

以上の視点ごとに、以下①から③の構成で介護費・医療費ならびに合算額（介護費＋医療費）の関係を分析する。

- ①視点別に見た高齢者の分布状況
- ②視点別に見た介護費・医療費・合算額
- ③視点別に見た医療費比率

①から③は、基本的な高齢者のサンプル数と介護費・医療費・合算額（介護費＋医療費）の平均額を確認した後、合算額（介護費＋医療費）に占める医療費の割合（以下、医療費比率）を求める流れとなっている。

第3章3では、「世帯の家計支出額」および「家計支出に占める医療費と介護費の合算額」について家計支出における介護費・医療費の状況を把握する。分析の手順については、上記した「第3章2」と同様に行う。

さらには、世帯年間所得に対する家計支出額と家計支出における介護と医療の負担状況を明らかにする。

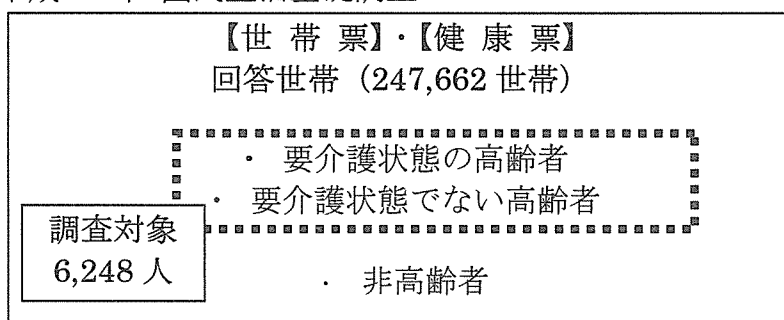
## 7. 平成 10 年 国民生活基礎調査について

介護保険制度導入後の平成 13 年における、介護・医療サービス利用状況の特徴を把握するため、介護保険制度導入前の平成 10 年 国民生活基礎調査のデータを用い、平成 13 年と対比する分析を行う。平成 13 年に対比する対象者の選定、基本類型の方法、介護及び医療サービスの利用、分析の視点（説明項目）について以下で述べる。

### ① 平成 10 年 対象者の選定

平成 10 年には介護保険制度がなかったことから、平成 10 年国民生活基礎調査では【介護票】が存在しない。この為、【世帯票】・【健康票】より、下図の通り、対象者を抽出した。

#### 平成 10 年 国民生活基礎調査



### ② 平成 10 年 基本類型結果

年齢階級・世帯状況について、それぞれの判定に用いた調査票項目は下記のとおりである。

分類項目	分類の判定に用いた調査票項目
年齢階級	【世帯票】(12)【出生年月】をもとに分類
世帯状況	【世帯票】(10)【世帯主との続柄】をもとに分類

年齢階級と世帯状況の分類は、平成 13 年と同様に、【65～69 歳】・【70～74 歳】・【75 歳～】と【単独世帯】・【核家族世帯】・【三世代世帯】・【その他世帯】である。

介護サービス利用状況、【要介護・サービス有り】、【要介護・サービス無し】については、平成 13 年では、介護保険制度による「要介護認定の有無」と「居宅介護サービス利用の有無」で判定した（本報告書 P6 参照）。一方、平成 10 年では、介護保険制度導入前であったことから、単に「介護の必要があるか否か」と「居宅介護サービス利用の種類」から行った。

使用調査票項目は、『【世帯票】(16)【介護の要否】』と『【世帯票】(31)【過去 1 年間に利用した「在宅サービスの種類」と「利用頻度」】』であり、下表のルールに基づき分類した。